

四日市海上保安部・鳥羽海上保安部

平成24年1月24日

津松阪港における地震津波災害防止対策会議について

1 主旨

今般の東日本大震災の教訓として、直近の地域では、海上保安庁からの避難勧告が各船舶に迅速に届かないのみならず、各船会社、荷役会社等の海事関係組織の内部においても、適切な連絡又は指示が出来ていないこと及びそれがゆえに迅速な避難行動に対する判断が遅れたことが判明している。

津波災害は、台風や低気圧等による災害とその特性が大きく異なり、発生してから初めて対応を検討しても対応困難な災害であるといえる。

従って、今後は、津波災害に関する事項について、従来の港則法第37条第4項に基づく海上保安部長からの避難勧告制度の枠組みでは対応が困難となる近地地震による津波が発生した際の組織ごとの現実的な判断者、具体的措置等を検討し、各組織毎に決定しておく必要がある。

2 現状の問題点の整理

(1) 避難勧告の即時周知の困難性

地震・津波発生の際は、たとえインフラ壊滅という状況になくとも、ほとんどの場合、通信の輻輳により、海上保安部からの避難勧告の周知が出来ない状況に陥る。

(2) 避難判断者との通信困難

上記(1)と同様の理由により、現場の船舶、荷役作業員、棧橋管理者は、自社の上位判断者との連絡が取れなくなるため、直ちに荷役中止、緊急離棧等の指示を受けることが出来なくなる。

(3) 伊勢湾及び周辺海域における津波到達予想時間

東海・東南海・南海地震による津波の到達予想時間は、シミュレーションによれば早い地域では地震発生後約15分（津松阪港では地震発生後約50分程度）となっており、避難行動は一刻を争う。

(4) 各組織における判断基準、具体的プロセスの検討

上記(1)～(3)を踏まえて、各組織ごとに判断者、自主避難手順について、具体的に構築することが必要。

3 地震津波災害防止対策会議の進め方

(1) 津波発生の際の避難について、各組織ごとに検討を行い、避難要領を定める。

(検討項目)

- ・ 地震発生時における現場での実質的な荷役中止判断者、避難判断者等をあらかじめ決定しておくこと。
- ・ 津波警報等が発令された場合の具体的な避難手順の策定。

(2) その他

- ・ 第二回目の会議の開催